

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年6月7日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	沖縄県
3. 市区町村名	うるま市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/116/9371/10297">https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/116/9371/10297</a>

執行機関名 うるま市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例(平成25年うるま市条例第47号)に定める事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	45	
③ 番号法別表第2の項	65	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年うるま市条例第36号)別表第1第5の項 うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例(平成25年うるま市条例第47号)に定める事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例(平成25年うるま市条例第47号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子及び父子家庭等(以下「母子家庭等」という。)に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、もって母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例(平成25年うるま市条例第47号)